

焼津市と静岡福祉大学との 包括連携に関する協定書

焼津市（以下「甲」という。）と静岡福祉大学（以下「乙」という。）は、
次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応
し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力
する。

- (1) 知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 調査研究に関すること。
- (3) 福祉、健康及び医療に関すること。
- (4) 子育てに関すること。
- (5) 教育、人材育成に関すること。
- (6) 共同で実施する事業に関すること。
- (7) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙とで構成する連携
協議会を設置するものとする。

2 連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、
本協定による有効期間満了日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出
がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めの
ない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、
各1通を保有する。

平成27年3月22日

（甲）焼津市本町2丁目16番32号

焼津市

市長

中野弘道



（乙）焼津市本中根549番地の1

静岡福祉大学

学長

太田晴康

